

中村青色だより

1面…名古屋中村税務署長挨拶・新体制
 2・3面…消費税「消費税の基礎からインボイス制度まで」/会長挨拶/書道展
 4面…事務局だより/「自転車乗車時のヘルメット努力義務化」

第189号
 令和3年8月1日発行
 一般社団法人
 名古屋中村青色申告会
 名古屋市中村区太閤通6-99-8
 052 (485) 9780
 info@nagoya-nakamura-aiiro.or.jp
 https://nakamura-aiiro.jimdofree.com

この度の人事異動により名古屋派遣国税庁監察官主任監察官津子でございます。前任の安達同様、よろしく願います。

一般社団法人名古屋中村青色申告会の皆様方には、平素から税務行政に對しまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年来、新型コロナウイルス感染症の感染状況が目まぐるしく変化し、緊急事態宣言等が頻りに出るなど、感染症への対策等で日常生活及び経済活動に深刻な影響を受けられた会員の皆様から御見舞い申し上げます。

さて、貴会におかれましては、青色申告制度の趣旨を十分に認識され、青色申告の普及・育成と納税道義の高揚を図るため、会員の皆様方への記帳指導や各種説明会を実施していただいていると伺います。特に、確定申告期においては、コロナ禍のため、前年に引き続き申告期限が延長された状況の中、確定申告会場で、青色・記帳説明コーナーに従事し、青色勸奨を行っていただくなど各種の事業



名古屋中村税務署
 署長 太田 美津子

活動を精力的に実施されていると伺っております。

これもひとえに、仲村文生会長をはじめ役員・会員の皆様方の一人一人が熱意をもって会の活動に取り組みまれてきた賜物であり、心から敬意を表しますとともに、この場をお借りしまして深く感謝申し上げます。

ところで、近年は、デジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を革新する、デジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で広まっています。国税庁においては、「デジタルを活用した国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」に取り組みしていく方針を明確にし、将来的に「あらゆる税務手続が税務署に行わずにできる社会」を目指しています。皆様方にとって利便性が高まるよう、今後もe-Tax利用やキャッシュレス納付の拡大等の取組を進めていきたいと思っております。

また、令和5年10月から、消費税に適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されることに伴い、令和3年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。円滑に登録番号の発行が行えるよう国税局にインボイス登録センターを設

名古屋中村税務署 新体制		
署長	太田 美津子	名古屋派遣 国税庁監察官 主任監察官
筆頭副署長	岩越 善宏	留任
副署長	高橋 秀基	高松国税局 人事第一課長補佐
個人課税第一部門 統括国税調査官	坂井 泰之	沼津個人第三統括
個人課税第一部門 上席国税調査官	太田 和宏	関個人第一上席

最後にになりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行は、予断を許さない状況が続いていますので、健康に御留意いただくとともに、一般社団法人名古屋中村青色申告会のみならず、御発展と会員の皆様方の事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

置して対応することとしていきます。これらの取組を推進していくためには、税務行政の良き理解者であり地域経済の中心的役割を担う皆様の御力添えが是非とも必要であると考えております。今後を賜りますようお願い申し上げます。

事務局だより

8月 日月火水木金土

8/11~8/13 夏期休業とさせていただきます

9月 日月火水木金土

○=記帳確認

書道展作品募集期間9/27~10/20

10月 日月火水木金土

11月 日月火水木金土

22日~29日=書道展入賞
作品展示期間 中村区役所

12月 日月火水木金土

年末調整支部指導会

- ・9月の○印は記帳確認日 10:00~16:00 事務局にて
- ・10月はセミナーを予定
- ・11月は「税を考える週間」書道展
- ・12月は年末調整支部指導会

飲食店さん要チェック! あいスタ認証 6.28申請スタート

愛知県内の飲食店で安全・安心に過ごしていただくための
 第三者認証による感染防止対策の認証制度です。 詳細は、あいスタ認証ホームページへ→

ヘルメットをかぶろう!

10月から県内どこでも自転車乗車時のヘルメットの努力義務化がされます!

事務局にて掲示板を作成。第一弾は、会員さんの自転車店情報を掲載しました。
 掲載したい会員さんを募集しています

インボイス制度とは?

買手(課税事業者)は、仕入に係る消費税について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書(インボイス)の保存が必要です。

売手(課税事業者:登録事業者)は、買手(課税事業者)から求められた場合、適格請求書(インボイス)を交付する義務が発生し、交付したインボイスの写しの保存が必要です。

インボイス?

注意:インボイスを発行出来るのは登録した課税事業者です。売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。現行の「区分記載請求書」に①登録番号②適用税率③税率ごとに区分した消費税額等を追加記載した請求書、領収書などです。 [インボイス記載例]

- 【適格請求書の記載事項】
- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び①登録番号
 - 取引年月日
 - 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
 - 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び②適用税率
 - ③税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります)
 - 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
〇〇店御中		
令和5年10月31日		
10月分 98,400円(税込)		
日付	品名	金額
10/1	ビール	4,950円
10/1	ノンアルコールビール※	3,240円
10/1	氷(食用)※	432円
10/1	キャベツ※	216円
10/2	本みりん	770円
10/2	割り箸	990円
...
合計		98,400円

※は軽減税率対象品

金額内訳(税込)	
10% 66,000円	
8% 32,400円	
消費税額	
10% 6,000円	
8% 2,400円	

住所 ××商店
T1234567890123

何故、買手はインボイス発行を求めるのか?

①登録番号
税務署に登録申請した登録事業者に与えられた番号です。

②適用税率
③税率ごとに区分した消費税額等



登録申請が10月1日から開始 事務局にて 相談・サポートします!

インボイス制度ここに注目!

今後、インボイス制度になると、課税事業者はもちろんのこと、免税事業者である一般事業者 及び 不動産貸付業者(店舗・事務所・事業者へ貸している駐車場・倉庫のある方)にも大きく**影響!**

影響とは?

課税事業者である取引先(買手)との間に影響が出てくる可能性があるため免税事業者の方も課税事業者になる場合がでてきました。

何故?

取引先(買手:課税事業者)から、適格請求書(インボイス)の交付を求められるためです。

注意
適格請求書(インボイス)を交付できるのは、適格請求書発行事業者(登録事業者)のみです。

*税務署に登録申請が必要です!

登録申請できるのは課税事業者です。したがって

消費税

2019年10月1日開始
2023年10月1日開始

「区分記載請求書等保存方式」から
「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」へ

ご不明な点は事務局にお問合せください。

幼稚園	小学一年生	小学二年生	小学三年生
ぜい	あ	ぜの	ろ青
い	お	いう	い
小学四年生	小学五年生	小学六年生	中学生
申青	申電	申確	税金を支える社会
告色	告子	告定	住みよい暮らし

*作品規定 幼年、小学生 半紙 (タテ)
中学生 八ツ切 (タテ)
*応募数 1人1点

賞
厳選なる審査の上、金賞・銀賞・銅賞・会長賞には表彰状とトロフィー、佳作には表彰状と盾を贈呈。入賞者には個別にお知らせします。
入賞作品の展示
11月22日(月) ~ 11月29日(月) 中村区役所1階ホール
作品には名札を添付
学年別課題

趣旨
「税を考える週間」の一環として、第53回書道展を開催し作品を募集します。
募集期間
9月27日(月) ~ 10月20日(水)
応募資格
中村区内の
・幼稚園(保育園)
・小学3年生
・書道塾生
・当会会員親族



第9回通常総会を無事に執り行えましたこと会員の皆様にはお礼申し上げます。さて、今年度は事業活動を再開します。その一つとして、例年行っておりました競書大会を作品募集の形に変え、書道展として開催いたします。ご参加とご協力をお願いいたします。会員の皆様の益々のご発展を祈念いたしております。

会長あいさつ
会長 仲村 文生